

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年12月14日（平成27年（行情）諮問第735号）

答申日：平成29年1月30日（平成28年度（行情）答申第698号）

事件名：特定の相談の記録票に関して特定労働局等において作成した文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「兵庫労働局が管轄する特定の基準監督署が作成した別紙行政事案に関する該当する行政文書全て（基準監督署が複数ある場合は、複数全て。兵庫労働局が取得した文書含む）行政文書の作成・取得時期は、特定年月Aから特定年月Bまで。36協定文書は除く」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その全部を不開示とすべきとしていることについては、本件対象文書を特定すべきとしていることは妥当であるが、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年9月9日付け兵労開第12号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

本件は法5条1号、4号及び6号に該当せず、したがって法8号も適用されない。

##### (2) 意見書

ア 本件は、以下の理由により、審査請求人の求める文書が特定され開示されなければならない。

イ 諮問庁は、本件で処分庁の処分を変更し、存否応答拒否決定から不開示決定に処分を変更している。

諮問庁は、本件での対象文書を特定労働基準監督署で作成した「相

談票」,「申告台帳」,「監督復命書」,「相談票(処分庁作成分)」について特定したと主張しているが,それは,本件で,諮問庁が勝手に特定しているに過ぎない。

法では,開示請求人つまりは,本件では,審査請求人の求める文書が特定され,その文書の開示・不開示の決定がなされなければならないのである。

現段階では,対象文書は,特定されておらず,諮問庁等の主張は,失当である。

ウ 本件で,添付した行政文書は,別の特定労働局が開示したものであるが,これが原因で,処分庁下部組織である労働基準監督署管轄事案になっているが,担当監督官は,Aである。

この労働基準監督官であるが,添付した相談票に記載されている特定事業者に対して,便宜を図った可能性があるため,この申告者と争いになっている。

少なくとも,監督官であるAは,特定企業から,いくら賄賂をもらったのか,不明であるが,全く,労働者を馬鹿にした労働行政をやっているにも関わらず,処分庁は,これを放置した挙げ句には,本件で,対象文書の特定も行わず,不開示決定を行っていることは,言語道断である。

エ 処分庁管轄の労働基準監督官であるAであるが,本件添付した内容について,本件添付した申告者の賃金が最低賃金未満であることを知りながら,特定企業の調査を放置していた。

申告者が,申告者以外に,本件特定企業について,最低賃金未満の可能性のある労働者について,情報提供していたにも関わらず,半年以上も経過した特定年月に,その労働者に対する調査を行っていなかったことが判明し,争いになっている。

ここで,別の特定労働局が開示した行政文書を疎第1号証として,提出する。

これは,労働基準法で定められた労働条件通知書について記載されたものであるが,内容は,記載されているとおりである。

本来,労働条件通知書は,雇用された際に通知するものであり,退職後に通知するものではない。

本件特定企業側では,労働基準監督署に指導された旨と,疎第1号証に記載されているが,本件特定企業で,現在働いている社員によれば特定年月の段階では,労働条件通知書は,本件特定企業から渡されていないということである。

つまり,退職して1年近くもなる元社員に対して,労働条件通知書を渡し,現在,働いている社員には,労働条件通知書を渡していない

いということであり、では、Aはいったいどのような行政指導をしたのかということである。

本件特定企業側では、Aの行政指導において、本件請求書を添付した申告者が誰なのか、また、申告者が情報提供したことも把握している。

申告者が情報提供した関係者等は、本件特定企業側から、申告者の実名を挙げられ、申告者の協力者として、つるし上げになっているということである。

疎第2号証として、Aに対する苦情を処理した別の特定労働局の行政文書を提出する。

諮問庁等は、本件で、対象文書が開示されれば、労働者に対して嫌がらせや不利益な取扱いがなされると理由説明を行っているが、本件では既に、Aが、申告者が誰であるということや、申告者の情報提供について、特定企業に漏らしている以上、不開示の理由にはならない。

本件添付書類の申告者は、特定企業の労働者に対して、迷惑をかけることを条件に情報提供しているにも関わらず、結果、本件特定企業の労働者に対して、大迷惑をかける結果になっている。

それ以後は、この労働者とも、連絡が取れなくなり、申告者の信用・信頼も、失墜してしまっている。

こんな労働行政を行っておきながら、労働者や情報提供者の権利利益が害されると、よくもまあ、ぬけぬけと言えること自体、常軌を逸している。

先日、懲戒免職になった諮問庁のBの様に、賄賂をもらうための仕事を行っている公務員がいれば、こうなるのは当たり前である。

少なくとも、本件事案を担当したAは、何ら見返りもないのに、本件添付書類の申告者が誰であったという情報を特定企業に漏らしたりしないはずであり、もし、特定企業側から、Aに金銭を渡したという証言でも出て来れば、Aは国家公務員法の守秘義務違反容疑以外に、更に、贈収賄容疑が加わることになり、本件で諮問庁は、そのAの共犯である。

もし、Aが本件添付した申告者に関する情報を特定企業に漏らしていないということであれば、諮問庁等に対して、回答を求める。

回答は、本件意見書の内容を知ってから、1週間以内とし、もし、期限以内に回答がない場合は、本件、諮問事件関係者等を刑事告訴する。

オ 求回答（憲法16条に基づく）

① 本件で、特定企業側は、なぜ、疎第1号証の申告者を把握してい

るのか、回答せよ。

② 疎第1号証の特定労働基準監督署に申告者の情報提供に協力した社員が、なぜ、特定企業から、申告者の協力者として糾弾されているのか、回答せよ。

③ 疎第1号証の申告者には、労働条件通知書が、退職後、1年近く経過後に、特定企業側から渡されているが、現在、働いている労働者に、労働条件通知書が渡されていないのは、なぜなのか、回答せよ。

④ 申告者が、何度も、本件に関する事情説明を求めているにも関わらず本件特定労働基準監督署は無視しているのはなぜなのか。

カ 諮問庁等は、前記オでの回答はできないはずである。

なぜならば、Aが行った行政指導がむちゃくちゃだからである。

いずれにしても、諮問庁等は、本件で対象文書を開示すると労働者側の権利利益が害されると主張するが、既に、疎第1号証の申告者が誰なのか、また、申告者の情報提供に協力した社員等の氏名を本件特定企業が、既に把握している以上、本件に限っては、不開示理由にはならない。

キ 諮問庁等は、本件で対象文書が開示されれば、特定企業の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある旨主張しているが、それは、法令を守って正当に業務を行っている企業のことであり、本件での特定企業は、ハローワークに虚偽の求人内容で求人募集を行い、採用後の賃金は、最低賃金未満で労働者を働かせている企業である。

その結果、虚偽の求人票の作成に関しては、処分庁職員等が刑事告訴されているのである。

諮問庁等が、その様な企業の利益を守っているから、社員を過労自殺させる企業が出て来るのである。

現に、処分庁管内では、過労自殺した社員の仕事の実態がマスコミ報道されているが、そのマスコミ報道によれば、その社員は、退勤後、10分で出勤していたという信じられない内容である。

しかしながら、本件での処分庁等のこの様な労働行政では、過労自殺者が出て当然である。

現内閣総理大臣安倍は、「国民総活躍」とか言っているが、実質は、「国民総奴隷」である。

戦争犯罪者の孫だけあって、すること、やることがえげつない。

だから、最低賃金未満で働かされている国民の所得が、生活保護の受給未満なのに、そこから税金も平気で徴収できるのである。

ここまでくれば、労働者は、税金を支払わせられるだけの奴隷である。

それに加え、本件のAの様に、特定企業とグルになっていれば、誰も労働基準監督署に相談等しないのは当然であり、このような労働行政が過労自殺者が続出している原因の1つである。

それを良いことに、労働者の権利は無視するが、税金だけは支払えとは、まさに奴隷国家であり、その手先が諮問庁であり、これが諮問庁等労働行政の実態である。

いずれにしても、本件特定企業は、詐欺罪で刑事告訴される企業なのにその様な企業の利益を守るとは、言語道断であり、本件での不開示理由にはならないことは言うまでもない。

ク 諮問庁等の主張は、法令遵守を行っている真つ当な企業のことであり、本件では、法令遵守も行わず、しかも、その様な企業に公務員が荷担している以上、本来不開示文書があったとしても、本件では該当せず、個人情報を除き、開示されなければならない。

(添付書類省略)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求者」という。）は、平成27年7月8日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「兵庫労働局が管轄する労働基準監督署が作成した、特定の相談記録に関する事案で作成された行政文書一切」に係る開示請求を行った。

(2) 兵庫労働局において、平成27年7月から8月にかけて、開示請求対象行政文書の特定のため、請求者に連絡し補正を求めたところ、請求者より、請求する行政文書の名称等を「兵庫労働局が管轄する労働基準監督署が作成した、特定の相談記録に関する行政文書全て（特定期間に作成・取得されたもの。36協定は除く。）」と補正する申出があった。

(3) 補正された開示請求に対して、処分庁が平成27年9月9日付け兵労開第12号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、同年9月11日付け（同月15日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分（存否応答拒否による不開示決定）を変更し、その存否を明らかにした上で法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイに基づき全部不開示とすることが妥当と考える。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、特定日時に特定労働局に対してなされた相談の記録票（申立者の氏名及び事業所名等は不明）に関して、兵庫労働局及び管

内の労働基準監督署において作成した行政文書の開示を求めるものである。

これに対して、開示請求書に添付された記録票を作成した労働局名、職員名及び相談日時が判明しているため、作成局に照会し、当該記録票の原本を特定した。

当該原本を確認したところ、申立者の氏名や事業所名等が明らかになったので、その情報に該当する特定労働基準監督署で作成した相談票（相談に関して取得した添付資料を含む。以下同じ。）、申告処理台帳（申告処理に関して取得した添付資料を含む。）、監督復命書（別添是正勧告書（控）及び勧告に対する是正報告書を含む。）、並びに兵庫労働局で作成した相談票を本件対象文書として特定した。

## （２）本件対象文書について

### ア 相談票について

相談票とは、労働基準監督署又は労働局に対して労働相談等がなされた場合に、相談内容等の共有、記録を行うために作成する文書であり、相談に当たって相談者等から提供された資料が添付されることがある。

相談票には、①決裁欄、②管轄局署、③受付年月日、④相談方法、⑤受付担当者、⑥受付担当職員、⑦相談者氏名及び労働者・使用者の別、⑧性別、⑨氏名を明らかにすることの諾否、⑩住所、⑪電話番号（自宅・携帯）、⑫労働者の就労形態・種別、⑬事業場名、⑭所在地、⑮代表者職氏名、⑯担当者職氏名、⑰電話番号・FAX、⑱事業場に関する事項（事業場の規模、労働組合の有無、業種）、⑲相談の区分、⑳相談の内容、処理状況・意見、指示欄及び処理結果が記載されている。

### イ 申告処理台帳について

申告処理台帳とは、事業場に労働基準関係法令に違反する事実がある場合において、労働者がその事実を労働基準監督署に申告し、その申告を受けた労働基準監督署が申告処理経過等について申告処理台帳を作成し、記録した文書である。また、申告の処理に当たり関係者から資料を取得した場合は、当該資料が添付されることがある。申告処理台帳には、①受理年月日、②処理着手年月日、③完結年月日、④完結区分、⑤受理年及び番号、⑥受付者、⑦担当者、⑧被申告者の事業の名称、⑨被申告者の所在地（電話番号）、⑩被申告者の事業の種類、⑪被申告者の事業の代表者、⑫申告者の氏名（氏名を明らかにすることの諾否）、⑬申告者の住所（電話番号）、⑭申告者の事業場内の地位、⑮受理労働基準監督署及び処理労働基準監督署、⑯処理経過直接連絡の諾否、⑰付票添付の有無、⑱申告の経緯、⑲

倒産による賃金未払の場合の認定申請期限，⑳労働組合の有無，申告事項，申告事項違反の有無，違反条文，労働者数，申告の内容が記載されている。また，続紙には，年月日，処理方法，処理経過，措置，担当者印，次長・主任（課長）印，署長判決及び備考が記載されている。

#### ウ 監督復命書について

監督復命書とは，労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った後に，その監督結果を労働基準監督署長に対して復命するために臨検監督を行った事業場ごとに作成する文書であり，是正勧告やその他指導を行った場合は，是正勧告書（控）等指導に関する文書や当該指導に対する是正報告書等が添付されることがある。

監督復命書には，①完結区分，②監督種別，③整理番号，④事業場キー，⑤監督年月日，⑥労働保険番号，⑦業種，⑧労働者数，⑨家内労働委託業務，⑩監督重点対象区分，⑪特別監督対象区分，⑫事業の名称，⑬事業場の名称，⑭事業場の所在地（電話番号），⑮代表者職氏名，⑯店社，⑰労働組合，⑱監督官氏名印，⑲週所定労働時間，⑳最も賃金の低い者の額，署長判決，次長，主任（課長），参考事項・意見，違反法条項・指導事項等，是正期日，確認までの間，備考1，備考2，面接者職氏名及び別添が記載されている。

是正勧告書とは，労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に，労働基準関係法令違反があった場合，その違反事項については是正すべき旨を記して，当該事業場に対して交付する文書であり，本件対象文書は，その控えである。

是正勧告書（控）には，①事業の名称，②代表者職氏名，③事業場の名称，④法条項等，⑤違反事項，⑥是正期日，⑦是正確認，⑧受領者職氏名，⑨受領者の印影，⑩交付（作成）年月日，⑪受領年月日及び⑫労働基準監督署名及び労働基準監督官の氏名が記載されている。

是正報告書とは，是正（改善）すべき事項について，事業場が労働基準監督機関に対して是正（改善）の状況を報告するために提出する文書である。具体的には，①事業場所在地，②事業場名，③代表者職氏名及び印影，④違反（指導）事項，⑤是正（改善）年月日及び⑥是正（改善）状況が記載されている。また，事業場から添付資料が提出された場合は，これを含めて構成されている。

#### （3）原処分不開示理由に対する諮問庁の判断について

処分庁においては，以下のような考え方にに基づき，本件開示請求については，開示請求対象行政文書の存否を明らかにせず不開示とすべきと

判断している。

ア 本件対象文書である相談票及び申告処理台帳については、その有無を明らかにするだけで、労働基準監督機関に対する特定個人からの情報提供の有無の情報を開示することとなり、特定事業場に係る情報提供に基づき実施した監督復命書を開示することは、特定会社に係る情報提供の有無の情報を開示することとなる。

このような場合、当該事業場内において情報提供者の探索が行われ、情報提供を行った労働者に対し嫌がらせ等不利益な取扱いが行われるおそれがあることや、仮に情報提供者が特定できなくても詮索が行われたこと自体が情報提供者の権利利益を害するため、当該相談票等や監督復命書の存否について応答することは、法5条1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」という不開示情報を開示することとなる。

イ また、特定会社に係る情報提供の有無が開示された場合、上記アのように開示請求により労働者が情報提供を行った事実が事業主等に知られるおそれがあるため、労働者が労働基準監督機関に情報提供することを躊躇するという事態も起こり、このような事態が生ずることは、労働基準監督機関にとっても貴重な情報源を失うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の遂行に支障を及ぼし、また、犯罪の予防に悪影響を与えるおそれがあることとなる。

しかしながら、諮問庁においては、本件開示請求書に添付された記録票においては、申立者の氏名も事業所名等も明らかにされておらず、したがって、開示請求内容からは、個人を特定することも事業場を特定することもできないため、対象行政文書の存否を明らかにしたとしても、そのことのみをもって、法5条各号の不開示情報を開示することになるとまでは認められないと判断した。

#### (4) 本件対象文書の不開示情報該当性について

ア 法5条1号不開示情報該当性

相談票については、特定個人から提供された情報を記録したものであり、申告処理台帳については、特定事業場の特定労働者から行われた申告を端緒として作成するので、当該行政文書全体が、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

また、申告監督については、申告を端緒として実施するので、当該監督に係る情報全体が、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

したがって、これらの情報は法5条1号本文前段に該当し、かつ同



号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ不開示情報該当性

本件対象文書には、特定事業場が法違反の事実等について労働基準監督機関に情報提供されたこと、あるいは特定署に申告されたこと、さらに特定署から労働関係法令違反あるいは改善すべき事項がある旨指摘を受けたという事実が記録されているのみならず、当該特定事業場における労務管理状況等種々の内部管理情報及び当該事業場に指摘した個別具体的な労働関係法令の違反条項、違反等の具体的な内容に係る事実がありのままに記述されている。これらが公にされた場合には、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、申告処理や臨検監督指導が行われた場合、事業場は、関係帳簿書類等を提示し、あるいは報告に必要な文書を作成して労働基準監督官に提出を行う。

これら事業場から提出された帳簿書類等の写しあるいは作成した文書には、当該事業場における内部労務管理情報等が詳細に記載されている。これら事業場提出資料が公にされた場合には、当該事業場との競争上の地位にある他の法人等に、当該事業場の人事及び労務の施策の一端を知られることになり、経営上の利点や弱点を把握され、今後の労働力の確保、人材の獲得の上で対抗的ないし妨害的な措置や行動をとられ不利益を被ることがあり得ると考えられる。

よって、これら事業場から提出された資料に記載された事項は、法5条2号イの不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条4号並びに6号柱書き及びイ不開示情報該当性

本件対象文書には、相談・申告を行った労働者や監督対象となった事業場が、労働基準監督機関との信頼関係を前提として誠実に明らかにした申告事項や事業場の実態に関する情報、あるいは労働者や事業場担当者から聴取した事項が記載されている。これらが公にされた場合には、労働者あるいは事業場と労働基準監督機関との信頼関係が失われ、労働者は労働基準監督機関への相談・申告をためらい、事業場は関係資料の提出等労働基準監督機関に対する情報提供に協力的でなくなり、指導に対する自主的な改善意欲を低下させ、労働関係法令違反の隠ぺいを行うなど、労働基準監督機関が行う事務の適正な遂行に支障が及ぼすおそれがあり、かつ検査事務という性格を持つ監督指導業務に関し、正確な事実の把握及び違法な行為

の発見を困難にするおそれがあることから、これらの文書全体が法5条6号柱書き及びイの不開示情報に該当する。

また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号の不開示情報にも該当するため、不開示とすることが妥当である。

#### エ 法6条の部分開示の可否

本件対象文書は、申告者の氏名等、特定の個人を識別することができる情報を除いたとしても、労働基準監督官が申告者から聴き取った内容に係る記録や当該申告に係る具体的な処理経過の記録等、一般的に他者に知られたくないと考えられる機微な情報、及び特定事業場が当該申告処理に対応するために作成し、提出した事業場の内部情報や、申告監督時に労働基準監督官が事業場担当者から聴き取った内容に係る記録、事業場への指導内容及び事業場からの是正報告等の情報で構成されている。

よって、これらを部分的に開示とした場合、相談・申告を行ったことやその内容を公にされること想定していない労働者の権利利益を害することとなるため、法5条1号本文後段に該当し、かつ、同号イないしハのいずれにも該当せず、さらに、特定事業場が提出した事業場の内部情報等については、全体として内部管理情報を構成しているため、なお法5条2号イに該当することから、部分開示の余地はないものである。

なお、当該機微な情報や特定事業場の内部管理情報を不開示として、相談票、監督復命書、是正勧告書（控）、是正報告書及び申告処理台帳の様式部分のみの開示を行うことも考えられるが、当該様式部分のみでは有意の情報とは認められないことから、法6条1項ただし書により様式部分の開示も行わないものである。

#### (5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、本件は法5条1号、4号及び6号に該当しない等と主張しているが、不開示情報該当性については、上記(4)で示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

#### 4 結論

以上のとおり、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイに基づき全部不開示すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成28年3月8日 審査請求人から意見書及び資料を收受

受

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ④ 同年6月16日    | 審議            |
| ⑤ 同年12月1日    | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 平成29年1月26日 | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「兵庫労働局が管轄する特定の基準監督署が作成した別紙行政事案（添付省略。以下「特定の相談記録」という。）に関する該当する行政文書全て（基準監督署が複数ある場合は、複数全て。兵庫労働局が取得した文書含む）行政文書の作成・取得時期は、特定年月Aから特定年月Bまで。36協定文書は除く」（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求文書の存否を答えるだけで法5条1号、4号及び6号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、原処分を変更し、本件請求文書に該当するものとして別紙1に掲げる文書を特定するとして、その全部を法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイに該当し、不開示とすべきとしていることから、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

### 2 文書特定の妥当性について

諮問庁は、本件対象文書として別紙1に掲げる文書を特定した理由について、理由説明書（上記第3。以下同じ。）の3（1）のとおり説明する。

そこで、当審査会において、開示請求書に添付された特定の相談記録の原本の写しの提示を受け、その内容を確認したところ、特定の相談記録に記録された申立者の氏名、事業場名又は苦情内容の一部が別紙1に掲げる文書1ないし文書3に記録された情報と一致又は関連しているものと認められる。

したがって、処分庁が本件請求文書に該当するものとして別紙1に掲げる文書を保有していると認められるので、諮問庁が当該文書を本件対象文書として特定するとしていることは妥当である。

### 3 不開示情報該当性について

#### （1）特定労働基準監督署及び兵庫労働局で作成した相談票について

ア 1頁及び2頁並びに87頁及び88頁の文書について

1頁及び2頁の文書は特定労働基準監督署、87頁及び88頁の文書は兵庫労働局で作成した相談票である。

（ア）様式部分は、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがある。

あるとは認められないことから、法5条1号に該当しない。さらに、当該部分は、理由説明書において、本件対象文書には相談票が含まれていることが明らかとされていることからすれば、その様式部分を公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働者あるいは事業場と労働基準監督機関との信頼関係が失われ、労働者は労働基準監督機関への相談・申告をためらい、事業場は関係資料の提出等労働基準監督機関に対する情報提供に協力的でなくなり、指導に対する自主的な改善意欲を低下させ、労働関係法令違反の隠ぺいを行うなど、労働基準監督機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、かつ検査事務という性格を持つ監督指導業務に関し、正確な事実の把握及び違法な行為の発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ)「決裁」欄

1頁及び87頁の当該部分は、決裁者の印影が記載されている。印影は法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、職務の遂行に係る情報に含まれる氏名に相当し、これを公にしても特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められないことから、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)により、同号ただし書イに該当する。また、これを公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働者あるいは事業場と労働基準監督機関との信頼関係が失われ、労働者は労働基準監督機関への相談・申告をためらい、事業場は関係資料の提出等労働基準監督機関に対する情報提供に協力的でなくなり、指導に対する自主的な改善意欲を低下させ、労働関係法令違反の隠ぺいを行うなど、労働基準監督機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、かつ検査事務という性格を持つ監督指導業務に関し、正確な事実の把握及び違法な行為の発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当し、同条

2号イ，4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(ウ)「管轄局署」，「相談方法」及び「受付担当職員」の各欄

1頁及び87頁の当該部分は，特定の個人を識別することができる情報とは認められず，また，これらを公にしても，個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから，法5条1号に該当しない。さらに，当該部分は，これらを公にしても，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ，労働者あるいは事業場と労働基準監督機関との信頼関係が失われ，労働者は労働基準監督機関への相談・申告をためらい，事業場は関係資料の提出等労働基準監督機関に対する情報提供に協力的でなくなり，指導に対する自主的な改善意欲を低下させ，労働関係法令違反の隠ぺいを行うなど，労働基準監督機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，かつ検査事務という性格を持つ監督指導業務に関し，正確な事実の把握及び違法な行為の発見を困難にするおそれがあるとは認められず，また，犯罪の予防，鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって，当該部分は，法5条1号，2号イ，4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(エ)「受付担当者」欄

1頁及び87頁の当該部分は，公務員の氏名であり，上記(イ)と同様の理由により，法5条1号ただし書イに該当し，同条2号イ，4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(オ)「受付年月日」，「相談者氏名及び労働者・使用者の別」，「性別」，「氏名を明らかにすることの諾否」，「住所」，「電話番号」(自宅・携帯)，「労働者の就労形態・種別」，「相談の区分」及び「相談の内容」の各欄

1頁及び87頁の当該部分は，相談者の氏名，住所等相談者に係る情報が記載されていると認められ，一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に，法6条2項による部分開示の可否を検討すると，「相談者氏名及び労働者・使用者の別」のうちの相談者氏名，「住所」，及び「電話番号」(自宅・携帯)は，個人識別部分であることから，部分開示の余地はない。

また、「受付年月日」、「相談者氏名及び労働者・使用者の別」のうちの労働者・使用者の別、「性別」、「氏名を明らかにすることの諾否」、「労働者の就労形態・種別」、「相談の区分」及び「相談の内容」は、これらを公にすると、特定の事業場の関係者には相談者が特定され、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ、4号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(カ)「事業場名」、「所在地」、「代表者職氏名」、「担当者職氏名」、「電話番号・FAX」及び「事業場に関する事項（事業場の規模、労働組合の有無、業種）」の各欄

a 1頁及び87頁（下記bを除く。）の当該部分は、相談を受理した事業場に係る情報が記載されていると認められる。これらを公にすると、労働基準監督機関に対して、特定事業場に関わる相談が行われたことが明らかとなり、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号、4号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 87頁の「代表者職氏名」、「担当者職氏名」及び「事業場に関する事項（事業場の規模、労働組合の有無、業種）」の各欄並びに1頁及び87頁の「電話番号・FAX」欄は空欄であり、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これらを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条1号に該当しない。さらに、当該部分は、上記（ウ）と同様の理由により、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(キ)「＜相談の内容＞」欄

a 1頁の1行目1文字目ないし11文字目は、相談に係る行政機関内部の処理経緯が記載されていると認められ、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条1号に該当しない。さらに、当該部分は、上記（ウ）

と同様の理由により、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- b その余の部分は、相談者からの相談内容に係る情報が記載されていると認められ、これを公にすると、相談に係る関係部署の対応方針等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、2号イ、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ク)「〈処理状況・意見〉」及び「指示」の各欄

- a 「〈処理状況・意見〉」欄の2頁の1行目並びに88頁の4行目は、相談に係る特定労働基準監督署又は兵庫労働局の対応が記載されていると認められ、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条1号に該当しない。さらに理由説明書において、本件対象文書には申告処理台帳が含まれていることが明らかとされていることからすれば、申告処理が行われたことは明らかであり、当該部分は、上記(ウ)と同様の理由により、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- b その余の部分は、相談者の要望及び関係部署の連絡事項等が記載されていると認められ、上記(キ)bと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、2号イ、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ケ)「処理結果」欄

- a 2頁の1行目は、相談に係る労働基準監督署の処理結果が記載されていると認められ、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条1号に該当しない。さらに、理由説明書において、本件対象文書には申告処理台帳が含まれていることが明らかとされていることからすれば、申告処理が行われたことを公にしても、当該部分は、上記(ウ)と同様の理由により、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b 88頁の1行目は、相談に係る兵庫労働局の処理結果が記載されていると認められ、上記(キ)bと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、2号イ、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

c その余の部分は、空欄であり、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条1号に該当しない。さらに、当該部分は、上記(ウ)と同様の理由により、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 3頁ないし27頁及び89頁ないし120頁は、相談者等から提供された資料又は相談案件について労働局が作成した資料が添付されていると認められる。これらの資料は、相談者等が労働基準監督機関との信頼関係を前提として提出したものであり、これらを公にすると、相談者等が関係資料を提供することにちゅうちょするようになり、その結果労働基準監督機関が行う相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、2号イ、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

## (2) 申告処理台帳について

ア 28頁の文書は特定労働基準監督署で作成した申告処理台帳であると認められる。

(ア) 様式部分は、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条1号に該当しない。さらに、当該部分は、理由説明書において、本件対象文書には申告処理台帳が含まれていることが明らかとされていることからすれば、その様式部分を公にしても、上記(1)ア(ア)と同様の理由により、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ)「完結」、「完結区分」、「年度・番号」及び「申告の経緯」の各欄



当該部分は、行政機関内部の処理状況等に係る情報であると認められ、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これらを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条1号に該当しない。さらに、当該部分は、上記(1)ア(ウ)と同様の理由により、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ)「処理着手」欄

当該部分は、申告処理の着手に係る情報であり、これを公にすると、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ、4号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ)「受付者」及び「担当者」の各欄

当該部分は、公務員の氏名及び印影であり、上記(1)ア(イ)と同様の理由により、法5条1号ただし書イに該当し、同条2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(オ)「被申告者」(事業の名称、所在地・電話、事業の種類、事業の代表者、労働組合)欄

当該部分は、被申告者に係る情報が記載されていると認められ、これらを公にすると、特定事業場に係る申告が行われたことが明らかになり、上記(1)ア(カ)aと同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条1号、4号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(カ)「受理」、「申告者」(氏名・他の申告者の人数・氏名を明らかにすること、住所・電話、事業場内の地位)及び「申告事項」の各欄

当該部分は、相談者の氏名、住所等相談者に係る情報が記載されていると認められ、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同条ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否を検討すると、「氏名

(他の申告者の人数・氏名を明らかにすることを除く。)], 「住所」, 及び「電話番号」は個人識別部分であることから, 部分開示の余地はない。

また, 「受理」, 「氏名」欄のうち他の申告者の人数・氏名を明らかにすること, 「事業場内の地位」及び「申告事項」の各欄については, これらを公にすると, 特定の事業場の関係者には申告者が特定されることにより, 個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから部分開示できない。

したがって, 当該部分は, 法5条1号に該当し, 同条2号イ, 4号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

(キ)「移送の場合」(受理・処理), 「処理経過直接連絡」, 「付表添付の有無」, 「倒産による賃金未払の場合」, 「申告事項」(違反の有無), 「違反条文」及び「労働者数」の各欄

当該部分は空欄であり, 特定の個人を識別することができる情報とは認められず, また, これらを公にしても, 個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから, 法5条1号に該当しない。さらに, 当該部分は, 上記(1)ア(ウ)と同様の理由により, 当該事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められない。

したがって, 当該部分は, 法5条1号, 2号イ, 4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず, 開示すべきである。

(ク)「申告の内容」欄

当該部分は, 特定労働者の申告内容が具体的かつ詳細に記載されていることが認められ, これを公にすると, 労働者が労働基準監督機関に申告をすることや, 労働基準監督機関からの聴取に応答することをちゅうちょするようになり, その結果, 労働基準監督機関の取調べ等の検査等に係る事務に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法5条6号イに該当し, 同条1号, 2号イ, 4号及び6号柱書きについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

イ 55頁ないし66頁は申告処理台帳の続紙であると認められる。

(ア)様式部分は, 特定の個人を識別することができる情報とは認められず, また, これを公にしても, 個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから, 法5条1号に該当しない。さらに, 当該部分は, 理由説明書において, 本件対象文書には申告処理台帳

の続紙が含まれていることが明らかとされていることからすれば、その様式部分を公にしても、上記（１）ア（ア）と同様の理由により、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法５条１号、２号イ、４号並びに６号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（イ）「担当者印」、「次長・主任（課長）印」、「署長判決」の各欄

当該部分は、公務員の氏名及び印影であり、上記（１）ア（イ）と同様の理由により、法５条１号ただし書イに該当し、同条２号イ、４号並びに６号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（ウ）「備考」欄

当該部分は空欄であり、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法５条１号に該当しない。さらに、当該部分は、上記（１）ア（ウ）と同様の理由により、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法５条１号、２号イ、４号並びに６号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（エ）その余の部分は、申告に対する労働局の対応に係る情報であって、申告者又は被申告者との詳細なやり取り及び方法等が記載されていると認められ、上記ア（ウ）と同様の理由により、法５条６号イに該当し、同条１号、２号イ、４号及び６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ ２９頁ないし５４頁及び６７頁ないし８６頁は、申告人から提供された資料又は労働局が作成若しくは被申告人から収集した資料であり、労働基準監督機関の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記ア（ウ）と同様の理由により、法５条６号イに該当し、同条１号、２号イ、４号並びに６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（３）監督復命書について

５２頁は監督復命書、５３頁は是正勧告書（控）、５４頁は是正報告書であると認められる。

ア 監督復命書

（ア）様式部分は、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法５条１号に該当しない。さらに、

当該部分は、理由説明書において、本件対象文書には監督復命書が含まれていることが明らかとされていることからすれば、その様式部分を公にしても、上記（１）ア（ア）と同様の理由により、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法５条１号、２号イ、４号並びに６号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（イ）「完結区分」、「監督年月日」、「署長判決」及び「別添」の各欄

当該部分は、労働基準監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記（２）ア（ウ）と同様の理由により、法５条６号イに該当し、同条１号、２号イ、４号及び６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（ウ）「整理番号」及び「事業場キー」の各欄

当該部分は、労働基準監督機関の職員が基準システムにより事業場を登録した際に機械的に付与される番号であり、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これらを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法５条１号に該当しない。さらに、当該部分は、上記（１）ア（ウ）と同様の理由により、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法５条１号、２号イ、４号並びに６号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（エ）「監督種別」、「監督重点対象区分」及び「特別監督対象区分」の各欄

当該部分は、これらを公にすると、労働基準監督機関の調査の手法が明らかになり、上記（２）ア（ウ）と同様の理由により、法５条６号イに該当し、同条１号、２号イ、４号及び６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（オ）「労働者数」、「家内労働委託業務」、「外国人労働者区分」、「労働組合」、「週所定労働時間」及び「最も賃金の低い者の額」の各欄

当該部分は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した当該事業場の内部管理情報であると認められ、上記（２）ア（ウ）と同様の理由により、法５条６号イに該当し、同条１号、２号イ、４号及び６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（カ）「労働保険番号」、「業種」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「電話番号」、「代表者職氏名」及び「店社」の各欄

当該部分は、監督を実施した事業場に係る情報が記載されている

と認められ、上記（１）ア（カ）aと同様の理由により、当該部分は、法５条２号イに該当し、同条１号、４号並びに６号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（キ）「監督官氏名印」、「次長」及び「主任（課長）」の各欄

当該部分は、監督官の氏名及び印影等であり、上記（１）ア（イ）と同様の理由により、法５条１号ただし書イに該当し、同条２号イ、４号並びに６号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（ク）「参考事項・意見」欄

a ２行目２４文字目ないし３行目は、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法５条１号に該当しない。さらに、理由説明書において、是正勧告書が交付されていることが明らかとされていることからすれば、当該部分は、このことから推認できる内容である以上、これを公にしても、上記（１）ア（ウ）と同様の理由により、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法５条１号、２号イ、４号並びに６号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b その余の部分は、調査の端緒及び監督の対象、調査結果等が記載されていると認められ、上記（２）ア（ウ）と同様の理由により、法５条６号イに該当し、同条１号、２号イ、４号及び６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（ケ）「No.」、「違反法条項・指導事項等」、「是正期日」、「確認までの間」、「備考１」及び「備考２」の各欄

a 「No.」及び「違反法条項・指導事項等」の各欄

当該部分は、違反法条項等に係る内容が記載されていると認められるが、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これらを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法５条１号に該当しない。さらに、事業場の名称、代表者職氏名及び事業の名称を不開示とした場合、これらを公にしても、当該事業場が特定されるおそれがあるとは認められず、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。加えて、これらを公にしても、労働者あるいは事業場との信頼関係が失われ、労働者は申告をためらい、事業場は資料の提出

に協力的でなくなる等労働基準監督機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、かつ検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b 「是正期日」、「確認までの間」、「備考1」及び「備考2」の各欄

当該部分は空欄であり、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これらを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条1号に該当しない。さらに、当該部分は、上記(1)ア(ウ)と同様の理由により、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(コ)「面接者職氏名」欄

当該部分は、労働基準監督官が臨検監督した際に面接した関係者の職氏名であると認められ、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ、4号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 是正勧告書(控)

(ア)様式部分は、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条1号に該当しない。さらに、当該部分は、理由説明書において、本件対象文書には是正勧告書(控)が含まれていることが明らかとされていることからすれば、その様式部分を公にしても、上記(1)ア(ア)と同様の理由により、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ)「事業の名称」、「代表者職氏名」及び「事業場の名称」の各欄

当該部分は、事業の名称、代表者職氏名及び事業場の名称であると認められ、上記(1)ア(カ)aと同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条1号、4号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ)「労働基準監督官」及び「是正確認」欄の認印の各欄

当該部分は、上記(1)ア(イ)と同様の理由により、法5条1号ただし書イに該当し、同条2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(エ)受領者職氏名及び受領者の印影

当該部分は、当該是正勸告書を受領した者の職氏名及び印影であると認められ、上記ア(コ)と同様の理由により、法5条1号に該当し、同条2号イ、4号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(オ)その余の部分は、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これらを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条1号に該当しない。さらに、当該部分は、上記(1)ア(ウ)と同様の理由により、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 是正報告書

(ア)様式部分は、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条1号に該当しない。さらに、当該部分は、理由説明書において、本件対象文書には是正報告書が含まれていることが明らかとされていることからすれば、その様式部分を公にしても、上記(1)ア(ア)と同様の理由により、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ)是正報告期限、報告年月日、労働基準監督署名、報告事項(54頁7行目及び8行目)及び特定労働基準監督署受付印

当該部分は、是正報告期限、報告年月日、報告事項等であると認

められ、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これらを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条1号に該当しない。さらに、当該部分は、上記(1)ア(ウ)と同様の理由により、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ)「事業場名」及び「事業者職氏名・印」の各欄

当該部分は、労働基準監督署に対して是正報告した事業場の事業場名、事業場の代表者職氏名及び印影であると認められ、上記(1)ア(カ)aと同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条1号、4号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ)「法条項」、「是正状況」及び「是正月日」の各欄

当該部分は、労働基準監督署から是正勧告書を交付された事業場が、当該労働基準監督署に対して報告した具体的な是正内容又は改善内容等であり、是正勧告書を交付された事業場の特定につながる情報が記載されていると認められ、上記(1)ア(カ)aと同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条1号、4号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号、4号及び6号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が本件対象文書を特定し、その全部を同条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、本件対象文書を特定すべきとしていることは妥当であり、本件対象文書のうち、別紙2に掲げる部分は、同条1号、2号イ、4号及び6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)



委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙 1

- 1 特定労働基準監督署及び兵庫労働局で作成した相談票（相談に関して取得した添付資料を含む。）
- 2 申告処理台帳（申告処理に関して取得した添付資料を含む。）
- 3 監督復命書（是正勧告書（控）及び勧告に対する是正報告書を含む。）

## 別紙 2

- 1 特定労働基準監督署作成（1 頁及び 2 頁）及び兵庫労働局作成（8 7 頁及び 8 8 頁）の相談票
  - ① 様式部分
  - ② 「決裁」欄
  - ③ 「管轄局署」, 「相談方法」及び「受付担当職員」の各欄
  - ④ 「受付担当者」欄
  - ⑤ 8 7 頁の「代表者職氏名」, 「担当者職氏名」及び「事業場に関する事項（事業場の規模, 労働組合の有無, 業種）」の各欄並びに 1 頁及び 8 7 頁の「電話番号・FAX」欄
  - ⑥ 1 頁の「<相談の内容>」欄の 1 行目 1 文字目ないし 1 1 文字目
  - ⑦ 2 頁の「<処理状況・意見>」欄の 1 行目並びに 8 8 頁の同欄の 4 行目
  - ⑧ 2 頁の「処理結果」欄の 1 行目
- 2 申告処理台帳（2 8 頁）
  - (1) 申告処理台帳
    - ① 様式部分
    - ② 「完結」, 「完結区分」, 「年度・番号」及び「申告の経緯」の各欄
    - ③ 「受付者」及び「担当者」の各欄
    - ④ 「移送の場合」（受理・処理）, 「処理経過直接連絡」, 「付表添付の有無」, 「倒産による貸金未払の場合」, 「申告事項」（違反の有無）, 「違反条文」及び「労働者数」の各欄
  - (2) 申告処理台帳続紙（5 5 頁ないし 6 6 頁）
    - ① 様式部分
    - ② 「担当者印」, 「次長・主任（課長）印」, 「署長判決」の各欄
    - ③ 「備考」欄
- 3 監督復命書
  - (1) 監督復命書（5 2 頁）
    - ① 様式部分
    - ② 「整理番号」及び「事業場キー」の各欄
    - ③ 「監督官氏名印」, 「次長」及び「主任（課長）」の各欄
    - ④ 「参考事項・意見」欄の 2 行目 2 4 文字目ないし 3 行目
    - ⑤ 「No.」, 「違反法条項・指導事項等」, 「是正期日」, 「確認までの間」, 「備考 1」及び「備考 2」の各欄
  - (2) 是正勧告書（控）（5 3 頁）
    - ① 様式部分
    - ② 勧告年月日, 労働基準監督署名, 是正勧告事項（5 3 頁 9 行目ない

し18行目), 受領年月日及び受領枚数

③ 「労働基準監督官」及び「是正確認」の認印の各欄

④ 「法条項等」, 「違反事項」, 「是正期日」, 「是正確認」(認印欄を除く)の各欄

(3) 是正報告書(54頁)

① 様式部分

② 是正報告期限, 報告年月日, 特定労働基準監督署名, 報告事項(54頁7行目及び8行目)及び特定労働基準監督署受付印